の指導又は教育をする	
は人文科学の分野に属	
営を行い又は当該事業	
表の教授の項から報道	
会計業務の項、医療の	
行の項若しくは技能の	
に該当する活動を除	
業の管理に従事する活	
有しなければ法律上行	
に従事する活動を除	

に改め、同表技術の項を次のように改める。

技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

別表第一の二の表人文知識・国際業務の項を削り、同表企業内転勤の項中「この表の技術の項又は人文知識・国際業務の項」を「この表の技術・人文知識・国際業務の項」に改め、同表興行の項中「この表の投資・経営の項」を「この表の経営・管理の項」に改める。

別表第一の四の表留学の項中「高等部」の下に「、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部」を加える。

別表第一の五の表特定活動の項を次のように改める。

特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

第二条　出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第九条第四項第一号中「第七項」を「第八項」に改め、「受けた者」の下に「（同項第一号ハに該当するものとして登録を受けた者にあつては、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持している者に限る。）」を加え、同条第七項第一号を次のように改める。

一　次のイからハまでのいずれかに該当する者であること。

イ　第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者

ロ　第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者

ハ　次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者

(1)　本邦に再び上陸するに当たり、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者であること（イに該当する者を除く。）。

(2)　第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けた回数が、法務省令で定める回数以上であること。

(3)　過去に本邦からの退去を強制されたこと又は第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことがないこと。

(4)　その他出入国の公正な管理に必要なものとして法務省令で定める要件に該当する者であること。

第九条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「次条第八項」を「第十条第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「次条」を「第十条」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　入国審査官は、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持する外国人について前項の規定による記録をする場合には、当該外国人について短期滞在の在留資格及び在留期間を決定し、当該特定登録者カードにその旨を明示しなければならない。

第三章第一節中第九条の次に次の一条を加える。

（特定登録者カード）

第九条の二　法務大臣は、前条第八項第一号ハに該当する外国人について同項の規定による登録をする場合には、入国審査官に、当該外国人に対し、特定登録者カードを交付させるものとする。

2　特定登録者カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号ロに規定する地域

二　特定登録者カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

3　特定登録者カードには、法務省令で定めるところにより、前条第八項の規定による登録をした外国人の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該外国人から提供された写真を利用することができる。

4　前二項に規定するもののほか、特定登録者カードの様式その他特定登録者カードについて必要な事項は、法務省令で定める。

5　法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項及び第三項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、特定登録者カードに電磁的方式により記録することができる。

6　特定登録者カードの有効期間は、その交付の日から起算して三年を経過する日又は当該特定登録者カードの交付を受けた外国人が所持する旅券の有効期間満了の日のいずれか早い日が経過するまでの期間とする。

7　特定登録者カードの交付を受けた外国人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、特定登録者カードの再交付を申請することができる。

一　紛失、盗難、滅失その他の事由により特定登録者カードの所持を失つたとき。

二　特定登録者カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第五項の規定による記録が毀損したとき。

8　法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該外国人に対し、新たな特定登録者カードを交付させるものとする。この場合における第六項の規定の適用については、同項中「その交付の日」とあるのは「当該特定登録者カードの交付を受けた外国人に対し第一項の規定により特定登録者カードが交付された日」と、「当該特定登録者カードの交付を受けた外国人」とあるのは「当該外国人」とする。

第十条第一項中「前条第五項」を「第九条第六項」に改め、同条第九項中「前条第三項」を「第九条第三項」に改める。

第二十二条の四第一項第一号中「含む」の下に「。次号において同じ」を加える。

第二十三条第一項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　第九条第五項の規定により短期滞在の在留資格及び在留期間を決定された者　特定登録者カード

第二十三条第三項中「乗員手帳」の下に「、特定登録者カード」を加える。

第五十九条の二第一項中「交付」の下に「、第九条第八項の規定による登録（同項第一号ハに該当する者に係るものに限る。）」を加える。

第六十七条の二中「外国人は」の下に「、第九条の二第一項若しくは第八項の規定により特定登録者カードの交付を受け」を加える。

第七十六条第二号中「乗員手帳」の下に「、特定登録者カード」を加える。